

## 介護保険負担限度額認定申請時必要なもの

|  |
|--|
| <input type="checkbox"/> ①前年の負担限度額認定証（紫色の認定証） 継続の方のみお持ちください。<br>施設の職員が持っているなど、お持ちできない理由があれば不要です。   |
| <input type="checkbox"/> ②被保険者名義の資産状況の証明書類すべて（通帳以外のもの：株券・国債・現金等）<br>・取引先証券会社証書、債権写し                      ・投資信託取引残高報告書等   |
| <input type="checkbox"/> ③預貯金等に係る通帳、定期預金証明書（コピーの箇所は以下、3か所になります。）<br>1. 通帳を開いた1ページ目（見開き）<br>2. 2か月分の取引と残高がわかるページ（見開き）<br>最後の行まで記載されており、ページが切り替わる場合は、次のページ（空ページ）も追加でコピー<br>3. 定期預金のページ（通常：通帳の後ろの方）<br>通帳が複数ある場合は、名義のもの全て提示していただく必要があります。<br><u>※定期預金部分は、記載がなくても明細（空ページの1ページ目）の写しが必要です。</u><br><u>※普通預金の場合は、通帳の表紙の写しも必要です。</u><br><u>※通帳は必ず記帳してください。</u> 申請日から遡り、2ヶ月分を確認します。<br>注意：定期預金部分の写しの添付不足が多いです。最後によく確認してください。<br>窓口にて提出される場合、該当部分の写しを取りますので、通帳をお持ちください。 |
| <input type="checkbox"/> ④非課税証明書（本年1月1日の住所が丸森町になかった方）<br>・施設に入所されている方や転入した方は必要になります。   |
| <input type="checkbox"/> ⑤限度額認定を受けたい方のマイナンバーカード<br>・カードをお持ちの場合は、ご持参ください。   |
| <input type="checkbox"/> ⑥生活保護受給証（生活保護を受給されている方）   |

◎配偶者（事実婚を含む）がいる方は配偶者の方の書類も必要です。

|  |
|--|
| <input type="checkbox"/> ①配偶者名義の資産状況の証明書類すべて（通帳以外のもの：株券・国債・現金等）<br>・取引先証券会社証書、債権写し                      ・投資信託取引残高報告書等  |
| <input type="checkbox"/> ②預貯金等に係る通帳、定期預金証明書（コピーの箇所は以下、3か所になります。）<br>1. 通帳を開いた1ページ目（見開き）<br>2. 2か月分の取引と残高がわかるページ（見開き）<br>最後の行まで記載されており、ページが切り替わる場合は、次のページ（空ページ）も追加でコピー<br>3. 定期預金のページ（通常：通帳の後ろの方）<br>通帳が複数ある場合は、名義のもの全て提示していただく必要があります。<br><u>※定期預金部分は、記載がなくても明細（空ページの1ページ目）の写しが必要です。</u><br><u>※普通預金の場合は、通帳の表紙の写しも必要です。</u><br><u>※通帳は必ず記帳してください。</u> 申請日から遡り、2ヶ月分を確認します。<br>注意：定期預金部分の写しの添付不足が多いです。最後によく確認してください。<br>窓口にて提出される場合、該当部分の写しを取りますので、通帳をお持ちください。 |
| <input type="checkbox"/> ③非課税証明書（本年1月1日の住所が丸森町になかった方）<br>・施設に入所されている方や転入した方は必要になります。   |
| <input type="checkbox"/> ④配偶者のマイナンバーカード<br>・カードをお持ちの場合は、ご持参ください。   |

●申請に関しまして、不明な点がございましたら、事前に以下まで問合せください。  
丸森町役場 保健福祉課 介護保険班 TEL：0224-51-9904